

1 議 事 日 程

[平成17年太宰府市議会第2回（6月）定例会 環境厚生常任委員会]

平成17年6月9日

午前 10 時 00 分

於 第3委員会室

日程第1 議案第55号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第56号 太宰府市老人福祉センター設置条例の全部改正について

日程第3 議案第57号 太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第58号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

日程第5 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	福 廣 和 美 議員	副委員長	安 部 陽 議員
委員	力 丸 義 行 議員	委員	安 部 啓 治 議員
”	山 路 一 恵 議員	”	岡 部 茂 夫 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（12名）

市民生活部長	関 岡 勉	健康福祉部長	古 川 泰 博
健康福祉部次長	村 尾 昭 子	市民課長	藤 幸二郎
環境課長	蜷 川 二三雄	人権・同和政策課長	高 田 克 二
人権センター所長	西 山 源 次	福祉課長	新 納 照 文
すこやか長寿課長	有 岡 輝 二	国保年金課長	木 村 裕 子
子育て支援課長	和 田 敏 信	保健センター所長	木 村 努

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 高 田 政 樹

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（福廣和美委員） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、環境厚生常任委員会を開会します。

今回、当委員会に付託されております案件は、条例の改正3件、補正予算1件、継続審査中の請願1件です。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第55号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について

○委員長（福廣和美委員） 日程第1、議案第55号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（高田克二） ルミナスの条例の一部改正につきましては、もともと平成15年6月13日交付ということで地方自治法の一部改正がございました。内容はこれまで公の施設の管理は、外部委託する場合に、公共団体、公共的団体または出資法人、いわゆる外郭団体に限定されておりましたけれども、この地方自治法の改正によりまして、法人その他の団体で自治体が指定するもの、いわゆる指定管理者に行わせることができ、広く民間事業者等もその対象になりました。現在管理委託している施設につきましては、施行日、施行日が平成15年9月2日ですけれども、その施行日から3年間の経過措置が設けられまして、平成18年9月1日までに指定管理制度を導入する必要があるというものでございます。そしてその主旨としましては、公の施設のより効果的、効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備して、住民サービスの向上や経費の節減等を図るということを目的とするものでございます。それで、太宰府市が現在施設として、市民プール、体育センター、小学校、学童保育所、そういうところまで含めると、56の施設がございます。その内、現在13の施設の管理を委託しているわけでございます。その管理委託をしている内の2つ、市民プール、北谷運動公園につきましては、この指定管理の方法のひとつとして公募を行い、来年の4月から指定管理者制度に基づいて管理を行っていく予定であります。それから、他の13の内の11の施設につきましては、このルミナスも含まれてるんですけれども、11の施設につきましては、指定管理者制度の下に、文化スポーツ振興財団の方に随契での委託契約をしていくということで進めております。それで指定管理者制度をするためには、指定管理者制度に基づいての条例の改正が必要になってまいります。その条例の改正内容と申しますのは、指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を定めるということになっております。それで皆様に見ていただきたいのは、条例改正の新旧対照表の63ページを見ていただきたいと思います。63ページの新旧対象表の現行と改正案とございますが、改正案の中身は指定管理者制度として、条例の中に組み込む必要があ

るというものを改正案として上げてます。ただ、一番上の下線を引いているところですが、「太宰府市女性センター」とありますが、「太宰府市」を入れておりますのは、条文内容の整備を行ったということと、それ以外の分については、例えば第4条の休館日、あるいは次のページの使用期間及び時間、その下の12条から14条までは規則に載っていたものを条例の中に入れていく。あるいは指定管理者制度の大きな意味合いであります指定管理者が、一定の判断することができますので、そういう意味合いでございます。例えばですね、12条の第2項『「第4条、第5条、第7条、及び第8条に規定する「市長」とあるのは、「指定管理者」とする』というようなところはですね、例えばその上のページの「使用期間及び時間」というのがございますよね。これの第3項に「前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、その期間及び時間を変更することができる」と、こういう「市長」というのを下の12条の第2項で『「指定管理者」とする』ということで、指定管理者がある程度柔軟な対応でもって市民に対して、有効かつ平等に、より効果的な使い方ができるようにももっていくことができるというものでございます。そして「この条例は公布の日から施行する」というふうなことに66ページの附則の施行期日等のところに載っているということでございます。それで、それまでの間は、今まで契約している内容をそのまま、平成18年9月1日までは、現在契約している意味合いの分はそのまま引き継ぐということになっております。それともうひとつこの内容につきましては、13施設の中の2つの施設については一般公募で3年間の契約をする予定というふうに担当の総務部から聞いておりますし、それから、その他の継続して文化スポーツ振興財団に随契する予定の分につきましては、2年後に見直す、これは指定管理者制度が初めてする意味合いのものでございますので、模様を見て他市の状況等の例を参考にしながら、2年後には見直しをするという予定になっております。以上です。

○委員長（福廣和美委員） 今課長から他の施設についての云々というお話がありましたけれども、今回のこの女性センタールミナス条例の一部を改正する条例については、今のは補足外の説明というふうに受け止めていただきたいと思います。で、質疑につきましてはあくまでも「女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」の質疑をお願いをしたいと思います。それでは質疑はありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 今の説明からして、引き続き財団に指定管理者として管理運営を任せていく考えであるというふうに受け取っていいんでしょうか。公募は2ヶ所だけと言われましたよね。

○委員長（福廣和美委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（高田克二） ルミナスについては、現在財団の方に管理を委託しております。来年の4月からは、この指定管理者制度に則って、相手先は替えずにやっっていこうという予定でございます。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） それともう一点、施設の利用料の減免についてなんですけど、この間減免の問題の時に、指定管理者制度が導入されるから減免の制度の見直しをするようなことを総務部長が言われてましたけど、そういったところで見直しというのはされてるんですか。どういふふうに見直しをされてるんですか。

○委員長（福廣和美委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（高田克二） 現在では、減免は全くなしのままでいくという予定でございます。ただ、減免も子どもに対する分と身障者等に対する分は一定ありますけれども、その他は一切、公が使う分についても減免はなしだという方向で進んでおりまして、その使用料、利用料になりますかね、今度の名称が。この利用料につきましては、指定管理を受けたところの収入として計上されていくというふうになっていくかと思えます。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） 減免については、「市長が特に規則で定めたものについては、これを減免する。」という条文はそのまま残ってるんですよ。そうすると、指定管理者はあくまでも市長が規則で定めたものに則って減免についてはやっていくということで理解していいんですね。

○委員長（福廣和美委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（高田克二） そうですね。

○市民生活部長（関岡 勉） ちょっといいでしょうか。

○委員長（福廣和美委員） はい。

○市民生活部長（関岡 勉） 減免の話とこの指定管理者制度の導入というのは、直接的には関わりはございません。今減免で出ております部分は、議論がいろいろされておりますので、減免の一連の部分につきましては9月議会に提案の予定でございます。その段階で一定の議論ができるのかなあというふうに思ってますんで、指定管理者を導入したから減免制度がどうだこうだということではありませんので、そのあたり誤解のないようお願いしたいと思います。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。山路委員。

○委員（山路一恵委員） この指定管理者制度については、やはり公の施設の管理運営が営利を目的としたような事業者委ねられた場合、地方自治法に定められている主旨が本当に守られるのかどうか。住民の利益と権利が保障されるのか、またそれまで働いていた人たちの雇用が守られるのかということなどについて危惧される点が多々あります。しかし一方で、住民が主体の民間組織とかNPOなどの団体が管理者になり得る機会も生まれたことや公募によらないで現行の出資法人が引き続き指定管理者になることも可能であるということが条項として条例に盛り込まれておりますので、今回出ております手続条例や条例の一部改正については反対はしま

せんけれども、ただこれから指定管理者の選定が行われて指定管理者の決定という議案が議会に議決を求められてくることとなりますけれども、その際に住民から見てその団体、事業者が本当に指定管理者として適切なのかどうか、その時に十分議論して、不向きだと判断した場合には反対をしていくと。この点ははっきり申し上げておいて、今回は一部改正ということですから、消極的賛成ということですよ。

○委員長（福廣和美委員） 他に討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。議案第55号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

従って、議案第55号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第56号 太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について

○委員長（福廣和美委員） 日程第2、議案第56号「太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（有岡輝二） 「太宰府市立老人福祉センター設置条例の全部改正について」でございますが、先ほど人権・同和政策課長の方から説明がございました指定管理者制度導入に伴い必要な条例の整備を行うものでございまして、導入の主旨等につきましては先ほどの説明のとおりでございまして、太宰府市立老人福祉センター使用料条例を廃止しますとともに太宰府市立老人福祉センター設置条例を改訂しまして、太宰府市立老人福祉センター条例として、指定管理者等の規定の整備をしようとするものでございます。なお、使用料については現行の使用料金と同じであります。条例の新旧対照表につきましては、先ほどの条例改正新旧対照表の中の67ページから70ページをご参照いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。質疑はありませんか。安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） ちょっとお尋ねしたいんですが、現在の福祉バスの運行はどうなってますでしょうかね。

○委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（有岡輝二） まほろば号が通った兼ね合いですね、一部福祉バスのバス停が廃止されたところもございましてけれども、基本的にはまだまほろば号が通っていない部分につきましては、例えば高雄方面とか、そういうところには今も福祉バスが走っております。

○委員長（福廣和美委員） 安部啓治委員。

- 委員（安部啓治委員） それでですね、指定管理者制度に移行した時にバスの運行なんかどういふふうに考えておられますか。
- 委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。
- すこやか長寿課長（有岡輝二） 今のところ現行と同じように、必要のある場所につきましては運行していくことになると思います。
- 委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。山路委員。
- 委員（山路一恵委員） 関連になるかもしれませんが、社協の方には今市の職員がいらっしゃるんですけど、指定管理者制度になった場合に、市の職員はどういうふうになるんでしょうか。
- 委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。
- すこやか長寿課長（有岡輝二） 今のご質問につきましては、市の職員が派遣されております部分は、太宰府市の社協の方に派遣されておまして、この老人福祉センターにつきましては、社協の嘱託職員が1名配置されておるという状況でございます。
- 委員長（福廣和美委員） よろしいですか。
- 委員（山路一恵委員） 違うような気がするんですが・・・
- 委員長（福廣和美委員） 違うと思ったら聞いたらいいやない。
- 委員（山路一恵委員） 関連質問で申し訳ないんですけど、市の職員についてどうするのかという考え方をお聞きしたいんですけど。
- 委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。
- すこやか長寿課長（有岡輝二） 今のお尋ねの件につきましては、私どもの所管の範囲外と認識しておりますので、そこまで私どもが派遣の職員についてとやかく言う立場にないと思っております。
- 健康福祉部長（古川泰博） 私の方からいいですか。
- 委員長（福廣和美委員） はい。
- 健康福祉部長（古川泰博） 社会福祉協議会に1名職員を派遣しているんですが、社会福祉協議会のそのものの運営について、最終的には社会福祉法人ですから自立をするというところが基本的にはありますので、期間としては長いんですが、そのために職員を派遣しているということですので、指定管理者制度が導入されてからどうなるのかというご質問だろうと思いますが、その分につきましては社会福祉協議会のいろんな事業とか経営の内容とか、そういうものも当然見ていかなければならないと思いますので、指定管理者制度に移行されて、いろんな施設を社会福祉協議会が持つてる分をどうなるのかということも関係ございますので、最終的には総務部の方で判断をするかと思いますが、今の時点ではどういうふうにしていくということはお出てないという状況でございます。
- 委員長（福廣和美委員） よろしいですか。
- 委員（山路一恵委員） はい。
- 委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 全般的な指定管理者の問題に入ってくると思うんですけど、収入が全部指定管理者の方に行くようになってますね。この老人センターの場合が、年間どれくらい収入として入っているのか。それがひとつと、この「老人」という言葉を、これは法律で決まってくるからそうなるとるんやろうと思いますけど、太宰府の場合は「長寿クラブ」となってるんですよね。で、最初の「老人センター」っていうのはわかるんだけども、2条の3項の「老人クラブの運営について・・・」とあるんだけども、これは小さいことだけども、これは「長寿クラブ」にしとかないかんのじゃなかろうかと思うんですけど、その2点だけ。

○委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（有岡輝二） 使用料につきましては、年間大体110万円程度でございます。それから条例の中の2条3項につきましては、確かに「老人クラブ」ということで、これは「長寿クラブ」そのものを指しておるわけではございませんので、法的にはまだ「老人クラブ」という名称で法の中にもありまして、そこら辺との兼ね合いで必ずしも「長寿クラブ」というのが適当かどうかというのは、この条例に関しましてはそういう問題もございまして、法令どおりの名称でここに掲げさせていただいております。

○委員長（福廣和美委員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。山路委員。

○委員（山路一恵委員） 先ほど討論したように、反対ではありませんけれども、設置の目的とか事業の内容からしてですね、これが本当に営利目的の事業者に委ねられた場合、利用者の公平性、平等性やプライバシーが本当に保障されるのかというところが非常に心配です。例えば事業の（1）の「老人の生活、住宅、身上等に関する相談に応じ、適当な指導、助言をすること。」という内容なんかが入ってますけれども、健康相談と称して健康食品とか健康器具を売りつけたりとか、あるいはバリアフリーが必要だということで法外な値段で工事をしたりとか、そういうことが本当に老人を対象とした悪徳な業者が増えてますからね。そういう点で心配はありますので、老人センターについては、現在の委託先である社協が引き続き指定管理者としてやっていってほしいということを要望して討論に代えさせていただきます。

○委員長（福廣和美委員） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。議案第56号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

従って、議案第56号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議案第57号 太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について

○委員長（福廣和美委員） 日程第 3、議案第57号「太宰府市環境美化センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 太宰府市環境美化センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。条例改正新旧対照表では一番最後の71ページになります。説明はお手元に配付させていただきました資料に基づきましてさせていただきます。今回の改正の主な点ですが、第6条の使用料にかかる分が主なもので、第7条につきましては文言の整理でございます。それでは、改正点の主なもの、これは搬入区分の別をなくすということ。次に家庭系の部分につきまして免除規定を設けておりましたが、それを廃止させていただくこと。そして、改正後の使用料を10kgごとに140円とすることでございます。なお、現在は50kgごとになっております。また、この改正予定日は本年10月1日から、この改正理由ですけれども、現在の使用料につきましては平成11年9月に改正して以来、5年間据え置きとなっております。今回近隣処理施設の均衡を勘案し、搬入量が40kg以下の時の免除を廃止するとともに、10kg単位で使用料を徴収することによって負担の公平性を図るものでございます。また、平成17年6月から大野城太宰府環境施設組合手数料条例の改正によりまして、可燃ごみの直接搬入手数料が改正されたことから、不燃ごみの搬入使用料についても、同様の使用料に改正させていただくものでございます。2ページに近隣の可燃ごみ、不燃ごみの直接搬入手数料の状況、3ページに太宰府市の状況、4ページに使用料の改正早見表を付けております。よろしくご審議賜りたいと存じます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。質疑はありませんか。山路委員。

○委員（山路一恵委員） 事業用と一般を同一料金にするんですか。

○委員長（福廣和美委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） はい。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） 140円にした根拠は福岡市や他市に合わせてということですかね。

○委員長（福廣和美委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） ひとつは可燃ごみとの調整、そして近隣市の施設との調整、という2点で10kg140円といたしております。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。山路委員。

○委員（山路一恵委員） そしたら、値上げすることによって不法投棄が増えるんじゃないかという心配があるんですけど、こちらの対策は何か考えてらっしゃいますか。

○委員長（福廣和美委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 基本的に不法投棄というものは、料金との兼ね合いでは語れないもの

だというふうに考えております。しかし、確かに不法投棄に回る恐れはございます。モラルの向上に向けまして、この料金値上げが承認されましたら、広報につきましてもダブル広報を考えまして、モラルの向上を含めて市民の皆様をお願いをいたすことにしております。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。安部 陽委員。

○委員（安部 陽委員） 今、不法投棄というか、ごみを捨てた場合の罰金はいくらくらい。100万円か何か、高い金額の看板が出ておったんですがね。

○委員長（福廣和美委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金というふうに廃棄物処理法ではなっております。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） ちょっと細かいことなんですけど、10kgで改正案では140円と、11kgだと倍になるわけですね。それで現行では、車ごと計量して帰りにまた車を計って、その差で計量しとるわけですね。例えば11kgで倍とられるなら1kg分持って帰るといような利用者が考えられるわけですね、これは。私個人でも前もってわかるとるなら、1kg分持って帰ろうて言いかねない部分があるんですね、その辺なんかこう、広報の通知も徹底してもらわないかなだろうし、何か事前に計量したい人はできるようなことは考えられるのかどうか。そういうトラブルを事前に避けられるかなと、その辺危惧しとるんですね。

○委員長（福廣和美委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 計量の仕組み、これは10kg単位での表示がされる秤になっております。10kgをちょっとでも超えたら20kgになるのかと言いますと、実は四捨五入での表示となっております。そういうことですね、ちょうど中間あたりが境目ということになっております。

○委員長（福廣和美委員） どういう意味での四捨五入ですか、それは。

○環境課長（蜷川二三雄） つまり、13kgだったら10kgと。15kgを超えますと20kgと。

○委員長（福廣和美委員） それまで広報で知らせるわけ。

○環境課長（蜷川二三雄） いいえ、あくまでもここに載せてます10kg単位でということ。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。安部 陽委員。

○委員（安部 陽委員） 今まで年間どれくらいの不燃物が出ったんですか。家庭から、事業ではなくて。

○委員長（福廣和美委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 直接搬入量ですね、これは平成16年度で213.22 t になっております。

○委員長（福廣和美委員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。山路委員。

○委員（山路一恵委員） 負担の公平性ということで、今まで40kg未満は無料でしたけれども、10kg単位にされました。それは理解できるんですよ、持ち込む人は負担してもらわないかんといいのは理解できるんですけど、でもやっぱり事業者とは値段の差はつけるべきじゃないですかね。いっしょというのはちょっと納得できないですね。それと、那珂川町あたりなんかは事業系と・・・

○委員長（福廣和美委員） あの討論ですから、質問形式はやめてください。

○委員（山路一恵委員） はい。まあそういうところで今回値上げ幅も大きいですし、今回の改正については賛成できません。

○委員長（福廣和美委員） 他に討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（福廣和美委員） 大多数挙手です。

従って、議案第57号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第58号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○委員長（福廣和美委員） 日程第4、議案第58号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」、当委員会所管分を議題とします。

まず、審査の都合上、事項別明細の歳出から審査を行いたいと思いますが、歳出と歳入を同時に説明した方がわかりやすい項目は、歳出の中で歳入の説明も共にお願したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 特に今回は項目的には少ないですから、関連がある場合には歳入歳出併せてやっていただきたいと思えます。

それでは、補正予算書8、9ページの3款：民生費、4項：災害救助費について、執行部の補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（新納照文） この件につきましては、去る3月20日の福岡県西方沖地震の発生に伴うものでございまして、県及び市の方で要綱を作りまして実施するものでございます。今現在、県の方で要綱の審議がなされております。施行され次第、各市町村の方に連絡が来るようになっておまして、各市町村はその連絡を受けてそれぞれの市町村の要綱を再度制定するというふうな手続きになっております。したがって、今現在の進捗状況では暫定的な部分として動いているものが主でございます。それからこの件につきましては、福岡県の説明会の中で

でに決定したものと准じて事務を進めるようにという指示もございました。今福岡県下の市町村においても同じような事務手続きをなされているわけでございます。ところによっては9月の議会におはかりするところもあるようでございますけれども、太宰府市におきましては今回の議会の方でお願いをしたいと思っております。中身でございますけれども、444万円の増額補正ということでございますが、以前に各議員さんの方にお送りをさせていただいておりましたけれども、被災者各種支援制度というチラシがございますが、それに基づきましての補正でございます。先ほど全協の中でも総務課の方から被害状況等の説明がございましたけれども、それに基づきまして太宰府市の方ではおそらく37件の方々が該当するんじゃないかなんかという試算も行いまして、最高額が12万円でございます。この利子補給金でございますけれども、12万円×37件として444万円を上げております。満額を全員の方が申請されても間に合うという金額でございます。なお、444万円を上げておりますけれども、これは5ヵ年分の利子補給ということになってまして、各市町村では一時的に全額を支給するというふうになっております。関連しまして1枚戻っていただきたいと思っております。6ページ、7ページでございますが、県支出金の歳入でございます。この中では44万4千円ということで一桁違う数字が上がっておりますが、これは計算を単純にさせていただければわかると思っておりますけれども、444万円の2分の1ずつが県と市の負担でございますので、444万円をまず2分の1をしていただきまして、そして県は一時金として歳入としてはなりませんので、5ヵ年の分割歳入になります。ということで分母が5になりまして、44万4千円がその年度の歳入となっております。以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。質疑はありますか。山路委員。

○委員（山路一恵委員） 37件というのは、一部損壊で罹災証明が出ている件数ですか。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） はい、そのとおりでございます。37件の合計数が、全協の中で説明がありましたけれども、3月20日現在では52棟の57世帯というふうに説明があったと思っております。今回それが所得制限がやっぱりございまして、その所得制限に該当する方々が37件だろうという試算で計上しております。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） それでは次に、4款：衛生費、1項：保健衛生費について、1目から順に執行部の補足説明を求めます。保健センター所長。

○保健センター所長（木村 努） 1目と3目関係ありますので、同時に説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（福廣和美委員） はい。

○保健センター所長（木村 努） 1目の保健衛生総務費でございますが、これは職員給与費でマイナス200万5千円でございますけれども、うちの方の職員がですね、保健師ですが、育児休

業に入りまして、5月から産前、9月まで産後、その後に9月15日から来年度になりますけど、平成18年の7月19日まで育休をとるということで職員の給料の減額151万5千円、それから手当関係が27万5千円、それから共済費関係が21万5千円、合計200万5千円の減でございます。それと賃金の方で、乳幼児健康診査関係費、これは職員が担当しておりましたところに嘱託を入れるということで、これは職員は5月26日から休んでおりますが、嘱託職員を6月1日から雇いまして、今年度いっぱいということでございますが、6月分は人事の方で賄ってくれるということで、保健センターとしては今年の7月から来年の3月まで9ヶ月分、ひと月が19万200円でございますが、9ヶ月分の171万2千円の補正をお願いするということでございます。以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。質疑はありませんか。安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 3日の乳幼児健康診査の関連で、来年以降の受託先といたしますか。今は九大ですかね。

○委員長（福廣和美委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（木村 努） 予算の時にちょっと説明はいたしましたけど、5年の継続でやっております。それで5年間。大体1年間に1,100万円ほど減額になりまして、安く契約するというので、5年お願いしまして、予算特別委員会でも説明したとおりでございます。

○委員長（福廣和美委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 5年が来年切れるんやろ。

○委員長（福廣和美委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（木村 努） いいえ、今年から5年です。

○委員長（福廣和美委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） わかりました。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 以上で歳出を終わります。次に、歳入に入りますが、先ほど歳出の方で、担当課長より説明があつておりますので、省略いたします。

それでは、歳入、歳出、その他全般について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 以上で、説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。議案第58号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第58号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願

○委員長（福廣和美委員） 日程第5、請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」を議題とします。

本請願は、昨年の12月議会から継続審査となっておりますが、委員の皆さんから意見をお伺いします。意見はございませんか。岡部委員。

○委員（岡部茂夫委員） 男女共同参画条例を作ることにについてとやかく言うことはありませんけれども、急いで制定を求める必要もないと私は思うんです。というのが、太宰府市で女性の社会進出を拒むような事例があったかという、それはまず聞いたことがない。また議会においても20%という立派な女性の方の参画もいただいておりますし、行政側が何らかのかたちで出してくると思いますので、「制定を求める」という請願をあえて私は取り決める必要もないだろうと。もう少し、まあ今、議員さんの中でも非常に主張が分かれている部分もあるようです。ですから、これをせかせるというか、そういうことで制定を急げな意味で請願をとおすというか、それよりもうちょっと見守っていったらどうかと私は思いますので、本市で、少なくとも私が20年以上前に市政に参画をした段階でも、もうすでに女性の課長さんがいらっしゃったという、そういった点ではある意味では周辺に比べて非常に画期的じゃないかなというくらいに思っています。やんや、やんや言うて、急いで請願を取り決めなければどうもならないことではないと思いますので、多少行政側の判断に委ねるためにも、私はまだ継続審査にしておいても差し支えないと思っています。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

（「私も継続でいいと思います。」と呼ぶ者あり）

○委員（山路一恵委員） 一言いいですか。

○委員長（福廣和美委員） はい。

○委員（山路一恵委員） 前回の委員会では、内容について反対しましたから、継審についても反対しましたがけれども、今回は継審に賛成します。

○委員長（福廣和美委員） それでは岡部委員より継続審査との意見が出されましたので、本請願を継続審査するところで採決をとりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） それでは、採決を行います。

請願第11号を継続審査することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、請願第11号は、継続審査すべきものと決定しました。

〈継続審査 賛成5名、反対0名 午前10時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（福廣和美委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

ここで、おはかりします。本会議における委員会の審査内容と結果の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午前10時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成 17 年 8 月 25 日

環境厚生常任委員会 委員長 福 広 和 美